

從授受表現探討非文法性 — 「恩惠」及「非恩惠」之矛盾解釋 —

辻本祐子

東吳大學日本語文學系博士生

摘要

關於日本語「授受表現」的教學，從包括日本的論文在內，大部分的論點是以「恩惠」作為日本語「授受表現」教學的基礎。但是在對外國學習者的日本語教學時，因為許多論文中所稱的「恩惠」都屬於個人主觀上所認定的「語意」(概念)觀念，將「授受表現」的語法功能與語意相混淆，所以用「恩惠」作為日本語「授受表現」教學的基礎，容易使外國學習者在理解日本語「授受表現」時，常以整體主觀所了解的語意作為恩惠與否的判斷進而誤認「授受表現」的恩惠完全取決於個人的語意認知結果，而否定了授受表現在語法上的意義。本篇論文認為，「恩惠」屬於授受表現的形式功能。形式屬於語法範疇不應和語意範疇混淆，這是在授受表現教學上應注意之重點也是本論文之論述之目的。

關鍵字：授受表現，恩惠，非恩惠，形式

The Ungrammatical in the Research of Japanese Benefactive System —An Explanation of the Contradiction Between “Favor” and “Disfavor” —

TSUJIMOTO Yuko

Ph.D.Student, Department of Japanese Language and Culture, Soochow University, Taiwan

Abstract

Regarding teaching Japanese benefactive system, most of the arguments, including Japanese thesis and papers, are based on “favor” as the foundation. However, the so-called “favor” in many thesis is a concept of a personal subjective understanding of connotative meaning. While teaching Japanese language to foreign learners, it makes the grammatical function and connotative meaning of benefactive system hard to be distinguished.

The purpose of this paper is to inspect responsible roles of grammatical forms. “Favor” is a part of the formative function of benefactive system, and may cause confusion between the connotative meaning and the grammatical function. The connotative meaning of “favor” may have no effect to the grammatical function. Therefore, forms are included in the field of grammar and should not be mixed with the field of connotative meaning. This is what needs attention when teaching Japanese benefactive system, and what this paper is arguing for.

Keywords: Benefactive, favor, disfavor, form

授受表現の研究に見える非文法性 －「恩恵」と「非恩恵」の矛盾する解釈から考える－

辻本祐子

東呉大学日本語文学系博士課程

要旨

これまで日本語の「授受表現」は、「恩恵」の観点から論じられてきた。また、日本語教育現場においても、「恩恵」という解釈を中心に教えられることが普通である。つまり、「授受表現」の形式が、あたかも「恩恵」を表すかのように教えられているのである。しかし、この「恩恵」という解釈は、本来個人の主観的な意味判断に任せられるものではないだろうか。つまり、従来に言われてきた「授受表現」には、形式と意味との混同が伺えるのである。そして、仮に「授受表現」の形式が「恩恵」を表すとした場合、日本語を学ぶ学習者は、形式本来が表す意味を無視し、主観によって恩恵の有無を判断するという、完全に個人の認知結果に基づいた誤った解釈をしてしまう可能性もないだろうか。

本稿では、「恩恵」はあくまでも「授受表現」の形式を表す役割であるという立場から論じ、その上で、日本語教育現場において、意味と形式とを区別した教授法の重要性について考察する。

キーワード：授受表現，恩恵，非恩恵，形式

一、はじめに

松下（1978）は「利益態」を以下のように定義している。

利益態は動詞の一相であつて其の作用が或る人の利益となることを表すものである。¹

これは一般に「恩恵の授受」と呼ばれるものであり，例文(1)-(3)のように被動作主の利益を表す表現形式として解釈されてきた。

- (1) わたしはおばあさんに新聞を読んであげました。
(『日本語教育事典』1982:209)
- (2) 良子さんがこのくつ下を編んでくれました。
(『日本語教育事典』1982:209)
- (3) 友達に雑誌を送ってもらった。
(『日本語教育事典』1982:209)

しかし，実際の授受表現を見ると，例文4)-6)のような，その形式に矛盾する「非恩恵」と言われるものも存在する。

- (4) 生意気なやつだからひとつ殴ってやろうか。
(『日本語教育事典』1982:209)
- (5) よくぞ私の顔に泥を塗ってくださいましたね。
(橋元 2001:50)
- (6) そんなことをしてもらっては困る。(宮地 1965:22)

このように，授受表現の形式が用いられていながらも，なぜ異なる解釈が可能になるのか。仮に授受表現の形式が利益

¹ 松下大三郎(1978) 『改撰標準日本文法』 勉誠社:394

を表す役割を持つとするならば、その解釈は一応に利益の意味を表すはずなのではないか。

また、黄（2001）は授受表現の利益の解釈について次のような疑問を呈している。

- ・太郎が 花子のために 木に登ってやった／くれた。
- ・太郎が 花子のために クロールで泳いでやった／くれた。

これらの例での寄与態は、確かに花子のための行為を示していると言えるのだが、しかしながら、なぜ、「木に登る」「クロールで泳ぐ」が花子のためになるのか、よくわからない。²

従来の解釈では、授受表現の形式が使われていることによって、被動作主は必ず利益を受けると解釈されてきた。しかし、黄(2001)が指摘するには、以上のような文では利益や不利益といった解釈さえもできないというのだ。

では、ある時は「恩恵」、またある時は「非恩恵」、また、ある時は利益の意味さえ持たないという、多様な解釈を可能にしまう形式を、はたして形式と呼べるのだろうか。外国語として日本語を学ぶ日本語学習者にとっては、かえってこの形式の存在に頭を悩ましてしまうのではないだろうか。

そこで、本稿では授受表現に言われてきた「利益」と「形式」の関係について考察したいと考える。

二、先行研究に見る利益中心の解釈

授受表現は従来、動作主を「恩恵の与え手」、被動作主を「恩恵の受け手」というように、利益（「恩恵」）を中心に論

² 黄順花(2001)「寄与態における受益者のあらわれ方-連語論的な構造に關係づけて」『国文学解釈と鑑賞』66巻7号至文堂:150

じられてきた。そのため、利益の意味に反するものを「非恩恵」と称し、例外として扱ってきたのである。

まず、授受表現の主な用法とされる「恩恵」について見ていきたい。

松下(1978)は授受表現を「他行自利態」「自行他利態」「自行自利態」と称し、三つに分けている。

他行自利態というのは、「他人の動作に關して其れが自己の利益となることを表す」³ものである。

自行他利態というのは、「自己の動作に關してそれが他人の利益になることを表す」⁴ものである。

自行自利態というのは、「他人の動作を受けて自己の動作として、其の受けることが自己の利益であることを表す」⁵ものである。

このように、自己あるいは他人の利益を表す用法として論じられてきた。

また、「日本語が『恩恵の授受』にも敏感なところがある」⁶と述べた庵(2001)は、「恩恵の授受の場合」⁷として以下のような図を用いて説明している。

恩恵の授受の場合

【庵(2001)による】

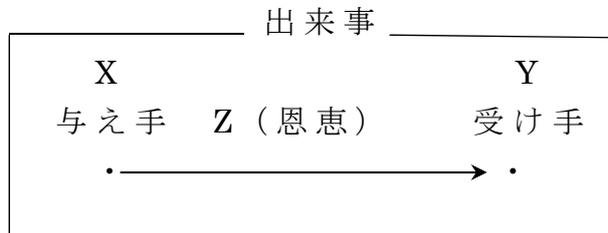
³ 松下大三郎(1978)『改撰標準日本文法』勉誠社:394-395

⁴ 松下大三郎(1978)『改撰標準日本文法』勉誠社:397-398

⁵ 松下大三郎(1978)『改撰標準日本文法』勉誠社:399-400

⁶ 庵功雄(2001)『新しい日本語学入門 ことばのしくみを考える』スリーエーネットワーク:120

⁷ 庵功雄(2001)『新しい日本語学入門 ことばのしくみを考える』スリーエーネットワーク:120



この図は、動作主 X が「恩恵の与え手」であり、被動作主 Y が「恩恵の受け手」であることを示している。また、これに加えて、恩恵の受け手には「～のために」が一緒に用いられることも述べている。

これについては、「ため」の言葉本来が持つ利益の意味を強調することによって、恩恵の意味が際立つためであると考えられる。

また、次のような文では「*」がつけられ、「恩恵を表す文脈では非文法的である」⁸と説明し、授受表現を用いる必要性があることを述べている。

- 7) 私は太郎に料理を { *作られた / 作ってもらった }。
(庵 2001:123)
- 8) 私は母に本を { *読まれた / 読んでもらった }。
(庵 2001:123)

これは、受身が用いられた場合、迷惑と解釈される可能性があるからで、恩恵を受けたことを表すためには、被動作主の利益を表す授受表現の形式が用いられるべきことを言っているのだろう。

このように、被動作主の利益を中心に、授受表現の形式が論じられてきたのである。だから当然、「非恩恵」と言われ

⁸ 庵功雄(2001)『新しい日本語学入門 ことばのしくみを考える』スリーエーネットワーク:120

る授受表現も被動作主の利益を中心に解釈すると、その利益に反したもののなのだから、授受表現の形式の一部（例外）として認められるようなのだ。

(4) 生意気なやつだからひとつ殴ってやろうか。

(『日本語教育事典』1982:209)

(5) よくぞ私の顔に泥を塗ってくださいましたね。

(橋元 2001:50)

(6) そんなことをしてもらっては困る。(宮地 1965:22)

例文 4) のような例文について『日本語教育事典』には、「すなわち悪意をもって他に害を与える動作をする、意識的にある動作をする、自分の動作を誇示するなど」⁹とある。つまり、「てやる」という被動作主に利益を与える形式が用いられているにも関わらず、意味としては反対に被動作主にとっての不利益になることを表すという。実際に例文 4) を見ると、被動作主は殴られるのだから、明らかに不利益を受けていると考えられるだろう。また、例文 5) と例文 6) を見てみると、これらも明らかに利益とは反対の意味を表している。例文 5) は、被動作主は「顔に泥を塗った」と述べているのだから、被動作主にとっての不利益であろう。例文 6) についても、同じことが言える。被動作主の「私」が困るのだから、それは不利益と認められるのだ。

庵他(2001)は、これら表現を「授受の補助動詞表現の恩恵を表さない用法」¹⁰として取り上げ、それぞれを恩恵的な意味とは異なる表現として論じている。

このように、被動作主の利益という観点から、被動作者の

⁹ 日本語教育学会 (1982) 『日本語教育事典』大修館 : 209

¹⁰ 庵功雄他(2001) 『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク:168-172

「恩恵」か「非恩恵」として論じられてきたのである。

このような被動作主の立場から解釈されてきたこの「恩恵」と「非恩恵」という解釈であるが、はたして我々はこれら利益を本当に形式から解釈しているのでしょうか。

例えば、次の例文を見てみよう。

(9)プレゼントを送ってくれた。 (筆者例)

(10)知らない人がプレゼントを送ってくれた。 (筆者例)

以上の例文を見て、例文(9)については、被動作主は利益を受けたとして「恩恵」と判断されるだろう。しかし、例文(10)の場合はどうか。例文(9)とは反対に、被動作主は不利益を受けたと解釈され、「非恩恵」と判断されるはずだ。なぜなら、知らない人から送られてきたプレゼントを誰も利益だとは思わないからである。普通、知らない人からもらったプレゼントは、何が入っているかも分からないし、もらっても気持ち悪いと思うはずであろう。

このようなことから、我々は文が表している内容に対して、個人の価値観をもとに「恩恵」又は「非恩恵」と判断し、論じているように思われてならないのだ。

以上のことを踏まえ、現在日本語教育において用いられている利益といった文法解釈が、はたして形式という文法の範囲内で行われているのかについて、次節から考えていきたい。

三、授受表現に言われる利益と第三者の視点

従来の解釈では、授受表現の形式が被動作主の利益を表す役割を持つとされてきた。そして、被動作主の利益である場合を「恩恵」、被動作主の利益ではない場合を「非恩恵」とするのであるが、一体この利益の判断は如何にして行なわれ

ているのであろうか。

以下の場面における例文を見てみよう。

【場面：一人の男が海で自殺しようとしていたところを助けられた】

(11)海で死のうとしていた男を助けてあげた。（筆者例）

(12)海で死のうとしたが，男が助けてくれた。（筆者例）

(13)海で死のうとしたが，男に助けてもらった。（筆者例）

客観的事実を同じくする3つの例文を提示したが，授受表現によって表された例文を見て，誰の利益かを判断できるだろうか。大部分の人は「自殺しようとしていた男」だと判断するであろう。その理由は、「死ぬ」ことが不利益だという社会通念があるからだ。しかし，もし「男」が本当に死にたがっていた場合はどうだろうか。「男」にとって死ぬことが利益なのではないだろうか。

森鷗外の「高瀬舟」には次のような場面がある。

庄兵衛はその場の様子を目の当たり見るような思いして聞いていたが，これが果して弟殺しと云うものだろうか，人殺しと云うものだろうかと云う疑いが，話を半分聞いた時から起こって来て，聞いてしまっても，その疑いを解くことが出来なかった。弟は剃刀を抜いてくれたら死ぬるだろうから，抜いてくれと云った。それを抜いて遣って死なせたのだ，殺したのだとは云われる。しかしそのままにして置いても，どうせ死ななくてはならぬ弟であつたらしい。それが早く死にたいと云ったのは，苦しさに耐えなかったからである。喜助はその苦を見ているのが忍びなかった。苦から救

って遣ろうと思って命を絶った，それが罪であろうか。殺したのは罪に相違いない。しかしそれが苦から救うためであったと思うと，そこに疑いが生じて，どうしても解けぬのである。¹¹

ここで言いたいのは，殺された被動作主にとって，「死」が必ずしも不利益であるとは限らないということである。人にはそれぞれ個人の事情があり，それらを理由に殺してほしいと望む人にとって，死ぬことは時に利益になるということである。また，森鷗外は「安楽死」というものについて以下のように述べる。

しかし医学社会には，これを非とする論がある。即ち死に瀕して苦しむものがあつたら，楽に死なせて，その苦を救って遣るが好いと云うのである。¹²

これは，傍観者である第三者が立ち入って，個人の利益や不利益などについてとやかく言う論争の無用を述べているのであろう。時に第三者は社会通念や自分の価値観によって物事を判断している。しかし，その当人が何を利益とするかについての問題は，一切他人には分からないはずなのである。

以上のことから，従来行われてきた授受表現の解釈を下の図のように示すことができる。

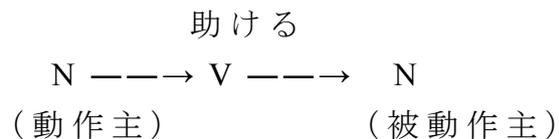
【筆者による】

¹¹ 森鷗外(1971)「高瀬舟」『森鷗外集新潮日本文学1』新潮社:470-471

¹² 森鷗外(1971)「高瀬舟」『森鷗外集新潮日本文学1』新潮社:472

下のよう表すことができる。

【筆者による】



この図に基づき、例文(11)の「てあげる」から順に考えてみたい。

(11)海で死のうとしていた男を助けてあげた。 (筆者例)

例文(11)について、従来の解釈では、「男は助けられて利益を受けた」と言われるだろう。しかし、授受表現の形式「てあげる」が表すのは、動作主が被動作主の利益になるとして行う動作のことである。したがって、動作主自身は確かに「被動作主」の利益になるとして「助ける」という動作を行なっていることを形式によって表しているだけに過ぎない。そのため、助けられた被動作主にとって「助けられること」が利益であるということは、この形式からは読み取ることはできないはずである。しかし、それにも関わらず、被動作主が利益であるかどうかを第三者がここで推測し、考えてあげる必要があるのだろうか。第2節で指摘したように、「助けられたこと」が利益であるかという問題は、その本人にしかわからないのではないだろうか。

つまり、形式があるにも関わらず、第三者の価値観が加えられ、被動作主にとって利益かどうか論じられている可能性があるということである。

そこで、形式を中心に「非恩恵」と呼ばれるものについて

考えてみたい。そうすると、これまで例外として扱われてきたものも解釈が可能になるのではないだろうか。

(4) 生意気なやつだからひとつ殴ってやろうか。

(『日本語教育事典』1982:209)

例文(4)のような、明らかに被動作主に不利益を与えるとされたものであるが、形式が示すことは、ただ動作主が「殴ること」を好意として行なっているということだけだろう。

また、次の場面ではどうか。

【ラグビーをしている場面】

(14) コーチ：おい，どうしたっ！水をかけてやろう。(筆者例)

この例文でも，形式が表すことは，動作主のコーチが被動作主への好意として「水をかける」という動作をしただけであろう。

だが，以上の二つの例文を見て，(4)は「非恩恵」，(14)は「恩恵」と判断されるはずである。しかし，例文(14)は水をかけられたにも関わらず，なぜ「恩恵」とされてしまうのか。その理由は，第三者が水をかけられることによって，目を覚ますことができるためだと「第三者の視点」(「文の解釈者」)が判断したからだと考える。

このことから，これまで言われてきた「恩恵」という利益の解釈が，形式ではなく，個人の価値観によって論じられてきたということがわかるのである。

次に，例文(12)の「てくれる」についてはどうだろうか。

(12)海で死のうとしたが、男が助けてくれた。（筆者例）

この例文(12)についても、従来の解釈であれば、「男は助けられて利益を受けたことを感謝している」と理解されるだろう。しかし、「てくれる」の形式は、被動作主側に立ち、動作主から受ける動作を表すことだけである。つまり、ここで言いたいのは、やはり動作主は被動作主に対して好意を持って、その動作を行っているということであり、また被動作主も、一応その動作を感謝の気持ちを持って受けているということである。

例えば、例文(12)の「助ける」という動作について言えば、動作主はもちろん被動作主への好意として行なっているのである。そして、被動作主も「助けられた」ということに対しては感謝の意を示している。しかし、本当に被動作主にとって「助けられる」ことが利益であるかどうかは、やはり本人しか分からないのではないか。もちろん「助けられた」ことは常識から考えると被動作主の利益と言われるだろうが、被動作主の心理的な部分までも形式によって知ることが可能なのだろうか。

つまり、「てくれる」についても、形式とは無関係に、「文の解釈者」の個人的な価値観が加えられていると考えられるのである。

そこで、ここでも形式を中心に「非恩恵」と言われるものを考えてみたい。

(5) よくぞ私の顔に泥を塗ってくださいましたね。

（橋元 2001:50）

例文(5)は明らかに非恩恵と理解される。それは、顔に泥を塗られるという行為が被動作主にとっては不利益を被った

と解釈されるためである。また、不利益を被ったにも関わらず授受表現によって表されたために、皮肉を言っていると見做すこともできよう。しかし、これは第三者がどう意味を読み取るかによるのではないか。形式が表すのは、あくまでも被動作主が感謝の意を持って動作主の行った動作を受けたことを示すことのみなのである。そのため、被動作主は、動作主が好意として「顔に泥を塗る」動作をしてくれたのだから、一応ありがたく受け取っているだけなのである。しかし、これを被動作主の不利益と解釈するのは、顔に泥を塗られるようなことをされたのだから、被動作主にとって不利益を与えたに違いないとして第三者の視点（「文の解釈者」）が理解したからであろう。（そもそも「顔に泥を塗る」という慣用句を知らないであろう初級の学習者は例文(5)を非恩恵や皮肉として理解するとは思えない。素直に恩恵として理解するはずである。）したがって、もし、後文が次の例文(15)のようであれば、そもそも利益か不利益かの判断はつけにくくなるはずである。

(15) よくぞ私の顔に泥を塗ってくださいましたね。おかげで
助かりましたよ。 (筆者例)

また、次の例文からも、「てくれる」の形式が用いられていたからといって、結果的に被動作主の利益になるとは限らないことが分かるはずである。

【場面：子供の口の中を見て】

(16) 夫：あれっ，虫歯だ。

妻：そうなの。隣のおばあちゃんがこの子によく甘いものをくれるから困るわ。

(『文化初級日本語 3』2014:116)

例文(16)を見ると、「妻」は確かに、おばあさんが甘いものをくれることを好意として、ありがたく受け取っている。しかし、子供が甘いお菓子をよく食べることによって虫歯になってしまうから困っているのである。つまり母親からしてみれば「ありがた迷惑」なのである。

以上のことから、「てくれる」についても、形式でなく、「第三者の視点」(「文の解釈者」)が個人の価値観を加え、「恩恵」であるかどうかを解釈しているということが分かるのである。

最後に例文(13)から「てもらおう」を考えてみたい。

(13)海で死のうとしたが、男に助けてもらった。(筆者例)

この例文を見て、大体の日本語母語話者は少々不自然だと思はずである。まず、その理由について考えてみたい。

松下には次のようにある。

「貰う」「戴く」などを附けたのは自主的であるから被害の方はない。必ず利益である。¹³

松下は、これを「自主的受動」と称したことからもわかるように、「てもらおう」は被動作主が自ら望んでその動作を受ける表現であることがわかる。

また、佐久間も「てもらおう」を「頼み込み」¹⁴と称して、被動作主が動作主に望んで動作をしてもらうことを表すと説明している。要するに、「てもらおう」は「てくれる」「てやる」とは異なり、動作主が被動作主の願いに従って、動作を行うということを表す形式だということである。そのため、

¹³ 松下大三郎(1978)『改撰標準日本文法』勉誠社:400

¹⁴ 佐久間鼎(1983)『現代日本語法の研究』くろしお出版:240-241

例文(13)を日本語母語話者が少々不自然と感じるのは、「海で（自ら）死のうとした」自らの積極的動作の意味を表しているにも関わらず、「助けてもらった」という自主的な「頼み込み」を表す形式が用いられているためである。

つまり、「頼み込み」という形式による制限と「死のうとした」という部分の意味とが衝突していることによって、矛盾を感じさせてしまうのである。したがって、母語話者にとっては、「自ら死のうとしたにも関わらず、自ら助けてもらいたいなんて（おかしい）。」という解釈がされてしまうのである。

しかし、「非恩恵」が存在することからも分かるように、「てもらう」で表されていても、結果的に被動作主の利益であるかどうかについては、やはり被動作主本人でなければ分からないことであろう。

つまり、「てやる」「てくれる」と同様に、形式と利益という意味が混同されていることが見えてくるのだ。

では、ここでも「非恩恵」の例文から、形式を中心に考えてみたい。

(6) そんなことをしてもらっては困る。(宮地 1965:22)

「てもらう」の形式が担う役割は、上述した通り、被動作主の「頼み込み」によって行われる動作主からの動作を受けることである。したがって、動作主は当然、好意として動作を行うのであり、また、被動作主もありがたく動作を受けるのである。要するに、例文(13)は、この「ありがたく受ける動作」という部分で形式の制限に引っかかったと言える。

しかし、例え被動作主の頼み込みによる動作であったとしても、結果が被動作主にとっての利益であるかどうかは分からないはずである。

例文(6)の形式が示すことは、被動作主が、ある動作を望んでしてもらったということと、また同時に、ありがたく受け取っているということだけである。では、我々は何故これを「非恩恵」と解釈してしまうのだろうか。「困る」という言葉によって、第三者の視点(「文の解釈者」)が不利益だと判断したとは言えないだろうか。もし「困る」が欠けていた場合、我々はどう解釈するのであろうか。

(17)そんなことしてもらっては……。 (筆者例)

この例文(17)については、きっと利益を受けて申し訳なく思っていると解釈すると思われる。

また、例文(18)についても同様のことが言えるだろう。

(18)奢ってもらったはいいが、反対に高くついた。

(筆者例)

これは、「奢られる」という行為が、自らの要望であるということを形式によって表すことで相手に対する礼儀を示し、その上で、その動作をありがたく受け取っていることを言っているのである。しかし、例文(18)について、我々は被動作主の利益として解釈しているだろうか。「ただより高い物はない」という言葉もあるように、そのお返しとして頼みごとをされたり、それ以上のお金を使う羽目になってしまったということ、結果的には不利益になってしまったとは考えられないだろうか。つまり、結果から見ると、奢られたことは被動作主にとって利益ではなかったと解釈できるのである。

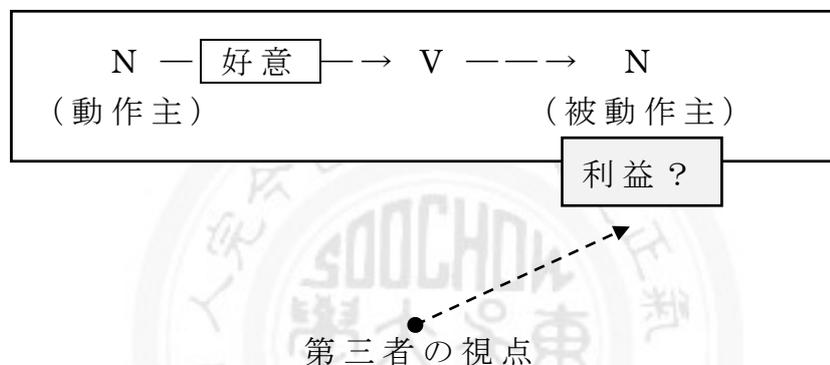
したがって、「てもらおう」についても、利益か不利益かという解釈は「第三者の視点」(「文の解釈者」)が形式を無視

して個人の価値観から論じてきたということがわかるのである。

以上のことから、結論として、授受表現とは「動作主の一方的な好意の動作」を表す形式であるということが言いたい。

これを図にすると以下のように表せるだろう。

【筆者による】



線に囲まれた部分が、本来形式が表す（「動作主の一方的な好意の動作」）部分である。しかし、従来論じられてきた利益というのは、形式の枠外に存在した「第三者の視点」である「文の解釈者」の個人の価値観によって意味から判断されたものだったのである。そのため、個人の解釈によっては「恩恵」或いは「非恩恵」と矛盾を生む結果になっていたのである。

以上のことから、従来の「恩恵」や「非恩恵」と言われてきた解釈そのものに、形式と意味との混同があることが明らかになるだろう。

五、まとめ

本稿では、授受表現に言われてきた利益について考察してきた。その結果、従来の利益の解釈が形式から離れて、文を

解釈する第三者自身の価値観によって論じられてきたことが明らかになった。

授受表現の形式とは、本来、被動作主の利益であるかどうかに影響されるようなものではなく、あくまでも動作主からの一方的な好意を表す形式として作用するはずのものなのである。その上で、「てやる」「てくれる」「てもらう」の用法についての区別は物事をどの立場において叙述するかという視点を置く立場の違いによるものなのである。

したがって、従来の利益による解釈が、形式とは無関係に第三者の視点（「文の解釈者」）の立場から、個人的な価値観によって被動作主の利益が決められてきたことがわかるのである。

そこで、この様な形式と意味との混同を指摘した上で、授受表現の解釈において「恩恵」や「非恩恵」と言った言葉を用いること自体が不要ではないかと主張したい。そうすれば、黄（2001）が「誰のための利益か不明である」と提示した文も、動作主の一方的な好意を表す動作であり、そもそも利益者の存在自体が必要でなくなる。すると、何の問題もなく自然と解釈ができるようになるはずなのである。

以上のことから、形式を離れ、過度に個人の価値観を加えて文法解釈をすることの必要性について疑問を感じる。「利益」かどうかという主観的な問題はあくまで個人の問題であり、形式で表す必要のないものではないだろうか。

しかし、従来から、日本語の文法は利益や被害といった言葉によって解釈されることが多かったようだ。また、そのような利益や被害といった意味を表す形式を持つことが日本語の特徴であるとも言われてきたようだ。

益岡（2001）には、次のように述べられている。

日本語では、当該の事態が当事者にとって好ましいか

どうかと言語化される傾向が強いように思われる。好ましい（恩恵的な）場合は「てくれる」等の受益構文が、好ましくない（迷惑的な）場合は受動構文が使用される。¹⁵

この「好ましさ」や利益という観点からの解釈は他にも見られ、橋本（1969）にも、「日本語では受身の主語となるのは、心のあるものである。それによって利害を感じずるものである」¹⁶とあり、日本語では形式によって当事者の利益の有無が表されるという。

これは、現在に言われる「非情の受け身」と言われるような受け身や、「恩恵の授受」と言われる授受表現がそうであろう。

しかし、本稿で述べたように、「利害」や「被害」というものは、あくまでも個人の価値観に影響されるもので、文法とは直接には関係がないと考える。

ここで、文法とは何かについて触れておきたい。森山（2000）は、文法規則について次のように述べる。

言葉の形式の使い方、文の作り方などについてのルールが「文法」である。文法はルールの問題なので、これをいろいろな語に当てはめて表現をつくることで、私たちは新たな内容のことも、自由に表現し、解釈することができる。¹⁷

つまり、文法が演繹性を持つということであり、ある一つ

¹⁵ 益岡隆志(2001)「日本語における授受動詞と恩恵性（特集「授受」の言語学--〈やり・もらい〉のコミュニケーション）『言語』30(5)大修館書店:27

¹⁶ 橋本進吉(1969)「助詞・助動詞の研究」岩波書店：276

¹⁷ 森山卓郎（2000）『ここからはじまる日本語文法』ひつじ書房:2

の意味を示す文法（ことばのルール）を知ることによって、その表現は語を入れ替えることによって如何様にも広げていけるということを意味するのである。このことから、形式とは、個人の主観には左右されるものではなく、個人とは関係なく表される意味には同一性があり、一応に同じ認知結果を表すべきものということなのである。しかし、授受表現の「恩恵」や「非恩恵」という矛盾した解釈を見ると、この文法規則に違反し、個人の主観や価値観によって文が解釈され、認知した結果自体にも個人的な違いが生じているのである。

これらを踏まえて、日本語教育現場において、形式（文法範疇）と意味（概念範疇）とを区別した文法解釈の重要性を述べておきたい。日本語を学ぶ学習者にとって、形式とは認知結果の意味に左右されるものでなく、常に形式に伴う意味を表す役割でなければならない。なぜなら、必要以上に加えられた個人の主観に基づく文法解釈が、かえって学習者を混乱させる可能性があるからである。授受表現でいうと、「恩恵」と言う個人の主観によって意味が判断される文法解釈のことである。日本語教育における文法教育とは、やはり森山（2000）が言うように、演繹性を持つことが重要であり、そこには、規則としての不変性が必要なのである。

また、このような意味範疇によって行われている文法解釈は、受け身にもあるようなのだ。そこで、今後の課題として、「非情の受身」と言われてきた受身についても、その利益の解釈から従来の文法解釈について考察したいと考えている。

参考文献

- 庵功雄『新しい日本語学入門 ことばのしくみを考える』、東京：スリーエーネットワーク，2001。
- 庵功雄他『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』、東京：スリーエーネットワーク，2001，168-172頁。
- 岩淵匡『日本語文法』、白帝社，2000。
- 北原保雄『朝倉日本語講座 5 文法 I』、東京：朝倉出版，2003。
- 北原保雄『朝倉日本語講座 5 文法 I』、東京：朝倉出版，2003。
- 金田一春彦『日本語の生理と心理』、東京：至文堂，1972。
- 金田一春彦『日本語のしくみ』、東京：筑摩書房，1982。
- 金田一春彦『日本語の特質』、東京：日本放送出版協会，1991。
- 黄順花「寄与態における受益者のあらわれ方-連語論的な構造に関係づけて」『国文学解釈と鑑賞』66巻7号，東京：至文堂，2001，149-157頁。
- 国立国語研究所『日本語の文法（上）』、東京：大蔵省印刷局，1978。
- 小松寿雄「～してやる・～してもらう・～してくれる」『口語 文法講座 3 ゆれている文法』、東京：明治書院，1964，193-202頁。
- 寺村秀夫『日本語のシンタクスと意味 第 I 巻』、東京：くろしお出版，1982。
- 日本語教育学会『日本語教育事典』、東京：大修館，1982。
- 橋本進吉『助詞・助動詞の研究』、東京：岩波書店，1969。
- 橋元良明「授受表現の語用論」『月刊言語』30(5)，東京：大修館書店，2001，46-61頁
- 益岡隆志「日本語における授受動詞と恩恵性（特集「授受」の言語学--〈やり・もらい〉のコミュニケーション）『月刊言語』30(5)，東京：大修館書店，2001，26-32頁。
- 松下大三郎『改撰標準日本文法』、東京：勉誠社，1978。
- 三浦つとむ『日本語はどういう言語か』、東京：季節社，

1971。

三上章『現代語法序説』東京：くろしお出版，1972。

宮地裕「『やる・くれる・もらう』を述語とする文の構造について」『国語学』第63集，東京：武蔵野書院館，1965，21-33頁。

森山卓郎『ここからはじまる日本語文法』，東京：ひつじ書房，2000。

湯沢幸吉郎『口語法精説』，東京：明治書院，1977。

森鷗外「高瀬舟」『森鷗外集新潮日本文学1』，東京：新潮社，1971，470-471頁。

文化外國語専門學校日本語科『文化日本語初級3改訂版』，台灣：大新書局，2014，116頁。

